

山口市北部エリアへの移住をお考えの方へ

各種支援情報

山口市では、住宅や子育てに関する様々な支援制度で移住を希望される方をサポートしています。

移住・住まい 全力サポート!!

TEL 083-1934-1464 平日 8時30分～17時15分

※各制度等については表記以外の要件もあります。詳しくはお問い合わせください。

【移住前】

山口市UJターナー訪問補助金

山口市への移住を希望される方の訪問に必要な交通費及び滞在費を補助します。

【要件等】

- 山口県外からの移住を希望の方。
- 訪問の目的が居住環境の下見又は就業・起業・就職活動である方。
- 訪問前に山口市役所の職員と相談を行い、その案内・指導・助言の下で訪問する方。
- 当該訪問に関して他の公的制度的補助を受けていない方。

【移住時】

山口市UJターナー者 移転費用補助金

山口県外から移住し、農山村エリア★の事業者または認定事業者に就職する際および第一次産業に就労する際に要した引越しや移動にかかる費用を補助します。

【要件等】

- 農山村エリア★の事業者又は認定事業者に就職する山口県外からのUJターナー者。ただし、新規学卒者は除く。
- 第一次産業（農林水産業）に就労する山口県外からのUJターナー者。

空き家・空き地バンク

空き家・空き地バンクとは、空き家等を「売りたい」「貸したい」と考えておられる所有者と、「買いたい」「借りたい」と考えておられる利用希望者とを結び制度です。山口市北部エリアでは、現在小舗エリアを除く「阿東」「徳地」「仁保」の3エリアで実施しています。物件の紹介は、本市移住情報ウェブサイト「すむ住む山口」で行っています。



Image

空き家バンク 家財道具等処分事業補助金

空き家・空き地バンクに登録された空き家に、移住者が入居する際に家財道具等の処分が必要な場合、処分・搬出に係る費用の2分の1（上限10万円）を補助します。交付手続きは処分前になります。

【移住後】

UJターナー

若者創業時 賃貸住宅 家賃補助金

県外から移住し、1年以内に創業した45歳未満の創業者の賃貸住宅の家賃（最大1万円、2年間）を補助します。

【要件等】

市内転入日から1年以内に創業された賃貸住宅居住者



補助率・補助金額等

- 45歳未満の方が農山村エリア★での起業、就職、就農等を検討する場合
[交通費] 補助率:10/10 上限額:5万円/人
[滞在費] 補助率:10/10 上限額:7万円/人
※県内で契約したレンタカー代も含む
- 45歳未満の方が認定事業者*を訪問する場合
[交通費] 補助率:10/10 上限額:5万円/人
[滞在費] 補助率:10/10 上限額:5万円/人
- 上記に該当しない場合
[交通費] 補助率:1/2 上限額:3万円/人
[滞在費] 補助率:1/2 上限額:5万円/グループ

*山口市若者UJターナー人材確保支援補助金交付要綱により認定した事業者

補助率・補助金額等

- 次のいずれかに該当する場合
①若者（45歳未満）②子育て世帯（15歳未満の扶養者）③農山村エリア★に転入
補助率:2/3 上限額:20万円
- 上記以外の場合
補助率:1/2 上限額:20万円

★農産山村エリア:仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂、一島、秋穂、徳地、阿東地域



すむ住む山口 <https://www.sumusumuyamaguchi.jp/>



空き家バンク以外の物件は、民間宅地建物取引業団体のホームページからお探しいただけます。

- 山口県宅地建物取引業協会（ハトマークサイト）
- 全日本不動産協会山口県本部（ウサギマークサイト）

空き家バンク

改修事業補助金

空き家・空き地バンクに登録された空き家に、移住者が入居する際に改修が必要な場合、改修費の一部を補助します。

空き家に入居する世帯の状況	補助率	補助金の上限額
入居者及び配偶者が45歳未満、又は15歳未満の者がいる世帯	2/3	60万円
入居者及び配偶者が45歳以上で、かつ15歳未満の者がいない世帯	1/2	45万円

※補助金の交付手続きは改修前に必要となります。



子ども・子育てで全力応援!!

妊娠期から出産、子育て期までを切れ目なくサポートする体制を整えています。

※各制度等については適用要件がある場合があります。詳しくはお問い合わせください。

乳幼児医療費助成制度

小学校入学前の乳幼児の保険診療による医療費の自己負担分を全額助成します。山口市で父母の所得状況が確認できない場合(転入・他市課税等)は市区町村民税の課税標準額がわかる所得課税証明書*、または地方税関係情報の取得に関する同意書が必要になります。

*申請時期によって必要な書類の年度が異なります。

「問い合わせ」山口市保険年金課福祉医療担当
TEL 083-1934-12803
平日 8時30分～17時15分

子ども医療費助成制度

小中学生の保険診療による医療費の自己負担分を全額助成します。

「問い合わせ」山口市保険年金課福祉医療担当
TEL 083-1934-12803
平日 8時30分～17時15分



ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭や父母のいない児童等の保険診療による医療費の自己負担分を全額助成します。

「問い合わせ」山口市保険年金課福祉医療担当
TEL 083-1934-12803
平日 8時30分～17時15分



放課後児童クラブ

保護者の就労などにより、放課後留守家庭児童となる市内の小中学生を対象に、放課後の適切な遊びと生活の場となる「放課後児童クラブ」を開設しています。通年利用の場合の保育料は月額3,000円で、長期休業中のみ利用などの場合、利用料金は別途定めがあります。

「問い合わせ」
山口市子ども未来課子育て応援担当
TEL 083-1934-12756
平日 8時30分～17時15分

保育園の充実

山口市全体として定員数が入所希望者数を上回っていますが、地域別・年齢別に待機児童が発生していることから、その解消に取り組んでいます。

「問い合わせ」山口市保育幼稚園課認定給付担当
TEL 083-1934-12798
平日 8時30分～17時15分



知らない土地でも安心して子育てを!

やまぐち子育て福祉総合センター

子ども・子育てに関する総合案内窓口として、専任職員が相談を受け付けます。保育園・幼稚園・認定子ども園や地域の子育て支援事業などから、子育て家庭のニーズに合った支援を選択できるように、子育て関連情報の提供や相談援助をしています。

「問い合わせ」やまぐち子育て福祉総合センター(山口保育園2階)
TEL 083-1922-10855
平日 8時30分～17時15分 *相談受付は16時30分まで

地域子育て支援拠点

市内26箇所に子育て親子の交流ができる施設を開設しています。子育てに対する悩みを感じたときの相談や、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習会などを行なっています。

「問い合わせ」山口市子ども未来課手当給付担当
TEL 083-1934-12797
平日 8時30分～17時15分

ファミリィ・

サポート・センター

ファミリィ・サポート・センターとは、子育ての援助をしたい人と援助を受けたい人がグループを作り、センター事務局をその橋渡し役として会員同士が子どもの世話を一時的に有料で援助しあう組織です。

サポート内容・援助例

- 保育施設の開始前や保育終了後の子どもの預かり
- 学校の放課後や放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- その他会員の仕事と育児の両立のために必要な援助
- 保育施設までの子どもの送迎
- 保護者の病気や冠婚葬祭などの急用時の子どもの預かり

「問い合わせ」山口市ファミリィ・サポート・センター
TEL 083-1928-14150
平日 9時～17時

